

医療的ケアにかかる診療情報提供書と看護指示書の提供について

(令和6年1月22日長野県医療的ケア児等コーディネーター合同連絡会 における情報提供より)

説明:長野県立こども病院療育支援部次長(看護師) 福島華子さん

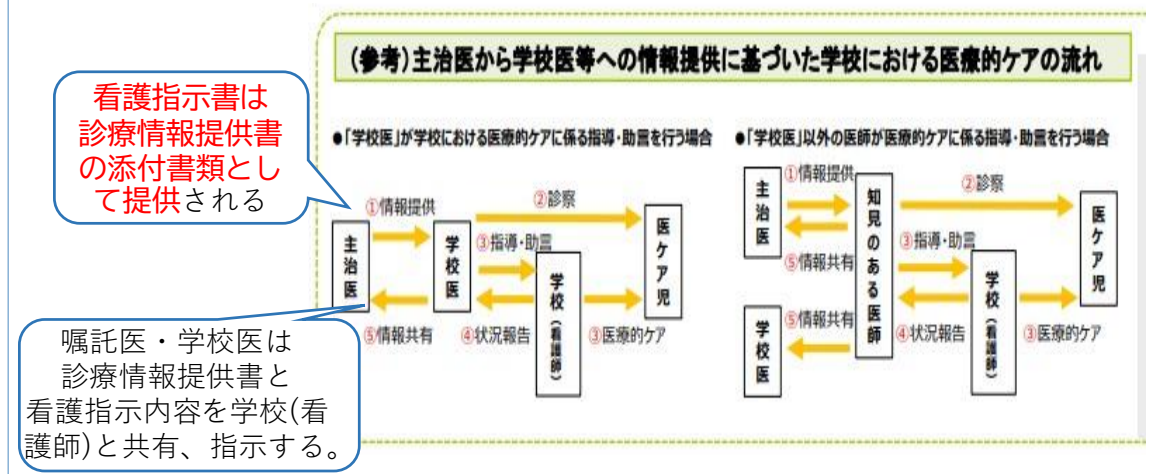
学校や保育園・幼稚園・認定こども園、通所支援事業所等、医療的ケア児は地域に多様な「居場所」があります。それぞれの場で安全安心に過ごすために、看護職による医療的ケアを受けていますが、看護師は医師からの指示書がなければ医行為としてのケアは出来ません。この看護指示書をもらうのに、手続きによってご家族の文書料の負担の有無が違ってきます。

長野県医療的ケア児等コーディネーター合同連絡会にて、県立こども病院療育支援部の福島さんにご説明いただいた内容を、いただいた資料と共に記録としてまとめました。

医療的ケア児の看護指示書は、「保育園や幼稚園、学校に子供たちが安心して安全に通うこと」を目的に医師から園や学校等に提供されます。

書類による診療情報提供の目的

主治医と嘱託医・学校医等との連携を推進し、医療的ケア児が安心して安全に学校に通うことができるよう、主治医から嘱託医・学校医等への診療情報提供を行う



主治医が学校等の先生・学校医に情報提供する、すなわち「医師→医師」で情報提供をして、看護指示書はあくまでもその添付書類として提供されます。学校医は学校の看護師さんもしくは学校の医療的ケアコーディネーター(校内の職務分掌の名称。圏域の医療的ケア児等コーディネーターと名称は似ていますが別の職種です)の先生方と、安心・安全に学校に通うためにはどのようにそのお子さんをケアしたらいいのか、というのを共有してもらうためのツールです。

医療的ケア児の定義は言うまでもありませんが、医療保険による診療報酬の仕組みのなかでは、小児慢性特定疾病医療支援の対象となるお子さん、児童福祉法の第56条の6第2項に明文化されているお子さん=医療的ケア児、又はアナフィラキシーの既往歴のあるお子さん、食物アレルギーのお子さんの為の診療情報提供であり、看護指示書である、ということですが。

医療的ケア児・者とは

*心身の機能の障害があり、日常生活を営むために、呼吸、栄養摂取、排泄などの際に医療機器(呼吸器等)やケアを必要とする児・者

*2016年児童福祉法の改正により位置づけられた



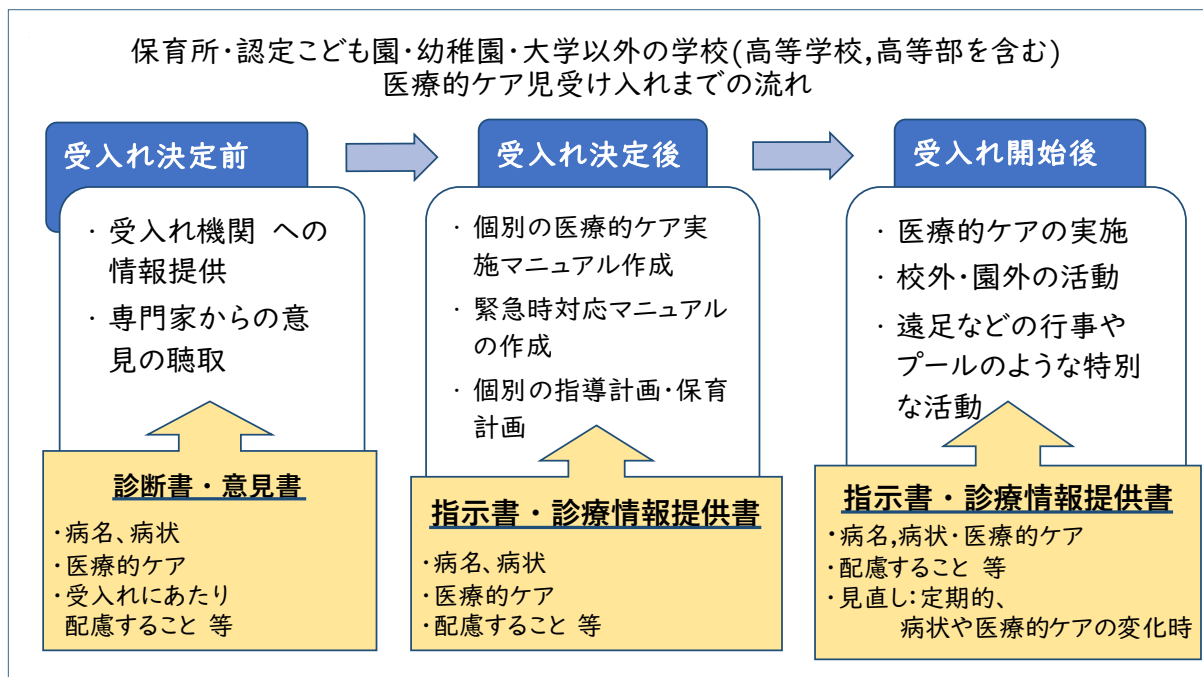
2016年 児童福祉法の改正 第56条の6第2項

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行う機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

*肢体不自由や知的障害を伴わない、医療的ケアだけが必要な児・者もいる

お子さんが地域で、どこの学校・保育園を選ぶか、行く先が決まる前の段階のお子さんの医療的な情報については医師の「診断書」とか「意見書」という形で提供します。その際は「文書料」として自費にてお支払いいただきます。

就園・就学先が決まると、学校医の先生や保育園の嘱託医の先生のお名前もわかり、情報提供のお手紙の宛名がわかりますので、その際は「診療情報提供書」として医療費でお出しすることができます。また、通園通学を始めたら、定期的な見直し、あるいは病状や医療的ケアの変化があった時や、保育園や学校の行事や活動内容により必要に応じて情報提供していく必要があるため、その都度診療情報を提供できれば良い、と考えています。診療情報提供料はひと月に1回算定できますので、保育園や学校等で医師からの情報が欲しいときには積極的に活用していただければよいと思います。



先述の「医療費で」というところですが、そもそもこの診療情報提供書の250点(およそ2,500円)というのは医療費としてお支払いいただけるものなのか(医療保険による公的負担があるので自己負担が極めて軽い)、そうじゃないのか(「文書料」等の自己負担が数千円かかる)、という点について、下の資料をご覧ください。

B009 診療情報提供料（I） 250点

保健医療機関が、診療の必要があって診療状況を示す文書を添えて

- 医療機関名を明記したうえで
- 診療に基づき、当該患者又はその家族等の同意を得て、紹介先に提供した場合
- 紹介先ごと、患者一人につき月1回（複数の診療科に提供しても1回の算定）の算定が可能

診療情報提供料にかかる定めのうち、医療的ケア児、小児慢性特定疾病医療支援の児にかかる事項について下表にまとめます

紹介先	必要な書類	詳細な算定要件等
保育所・認定こども園・幼稚園・大学以外の学校（高等学校、高等部を含む）学校医、嘱託医	学校生活を送るにあたり必要な情報 (様式)	・小児慢性特定疾病医療支援の対象患者又は医療的ケア児（＝児童福祉法第56条第2項）が生活するにあたり看護職員が実施する診療の補助にかかる行為について、学校医等が指導、助言等を行うにあたり必要な診療情報を提供した場合 ・患者又は家族等を介して当該学校等に交付できる ・無認可の保育所・学校への情報提供は算定不可
市町村 指定特定相談支援事業者 指定障害児相談支援事業者	診療状況を示す文書 ＋ <u>保健福祉サービスに必要な情報</u>	・退院前に算定する場合、自宅に復帰する患者が対象であり、入院、社会福祉施設に入所する患者については算定不可 健康教育、健康相談、機能訓練、訪問指導等の保健サービスまたはホームヘルプサービス等、ショートステイ、デイサービス、日常生活用具給油等の福祉サービスを有効・適切に実施するために必要な診療状況、家庭の状況に関する情報

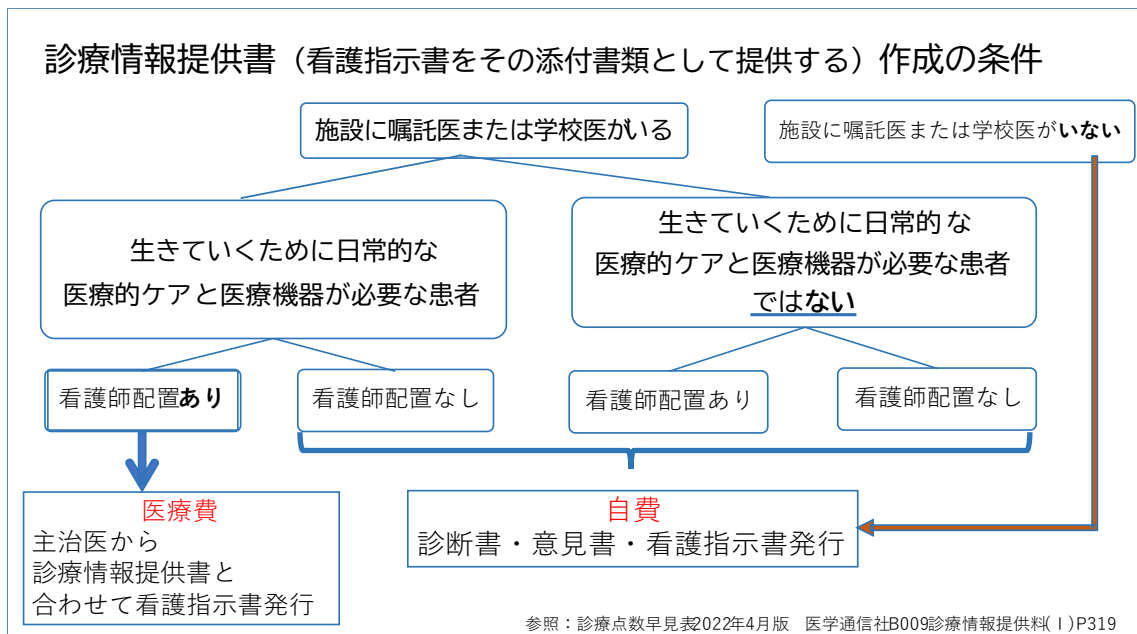
福祉サービスを利用するための診療情報提供
*指示書はこれに該当しない

ポイントは「保育所・認定こども園・幼稚園、大学以外の学校」の**学校医**とか

嘱託医宛に（診療情報の）お手紙を書くという点です。これは、**医療の仕組みとして医師から医師へのお手紙なので医療保険での取扱いができる**ということにです。

よくお問い合わせがあるのが、**市町村、あるいは指定障害児相談支援事業者をあて先とする診療情報提供**です。**保健福祉サービス情報として**、どんな保健福祉サービスが利用できるのか、サービスの構築をしていただく（サービス等利用計画を作成する）ためにお子さんの診療情報を得たい、という時にお手紙（診療情報提供書）を書くことができます。看護指示書はこのサービスを構築するための情報の要素とはならないのですが、あくまでも診療情報提供書の添付書として便宜上添付して使っているということになります。

この説明を図示します。



まず**施設に嘱託医また学校医がいるかないか**。

医師がいる場合には、次の条件として「生きて行くために**日常的な医療的ケアと医療機器が必要なお子さん（小児慢性特定疾病屋食物アレルギー等含む）**」であるかどうか。「生きるために日常的な医療的ケア

や医療機器」が必要ではないお子さん、例えば発達障害だけのお子さんには、診療情報提供書はお出しできません。

もう一つの条件が、医療的ケアや医療機器の扱いを行うために看護師さんの配置があるかどうか、です。

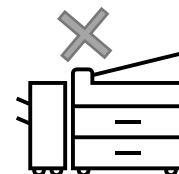
看護師配置があれば診療情報提供書（看護指示書はその添付文書として提供）を医療保険の対象「医療費」としてお出しすることができます。しかし、看護師配置がない、もしくは医療的ケアの対象ではない、という場合は看護師配置があつたとしても、医療保険対象の診療情報の提供ではなく、自費での「診断書」「（医師の）意見書」「看護指示書」の取得、ということになり、ご家族にお支払いいただくことになります。



繰り返してお願いしますが、医療機関からの情報提供は学校や保育園、あるいは通所支援事業所での医療的ケアについて必要なものですが、なぜそういった情報が必要か、ということをご家族にご説明いただき、**診療情報提供や指示書の作成は必ずご家族さんやご本人から申し出ていただくよう**お願いします。**学校や保育園からの直接のご依頼では作成できません**。費用はご家族・ご本人が負担されるもの（医療保険であっても、その保険はご本人・ご家族のもの）であり、お子さんの心身にかかわる情報であるからです。

また、学校や園、通所支援施設利用の検討の段階では、医師からの情報提供や意見を書面で行うには、ご家族・ご本人の負担による（＝自費の）文書料が発生することをご理解ください。入園・入学、あるいは通所先が決まって、「宛先」がしっかり決まれば、各施設の医師（学校医や嘱託医）あてに提供できることになります。診療情報提供書として医療保険の適用を受けるには、**宛先が医師（お名前も明記すること）**であることのほかにも書式等に要件があります。

また、指示書は、医師が、その施設の看護師に提供する看護指示書ですから、各施設でそれぞれに発行させていただくものです。**コピーを取ってほかの施設と共用することは厳禁**です。看護ケアの内容は「吸引」とか「導尿」であることに変わりはないですが、施設ごとに環境や活動内容が違うので、医療的ケアを行う際の留意点も違って来るからです。



最近、人工呼吸器を使用しているお子さんの学校体制での受入れが進んでいます。お子さん自身の命と健康だけでなく、職員や学校全体の安全安心のために必要なときに主治医と情報共有をすすめるために、診療情報提供の仕組みをご活用いただければ、と思います。



市町村立であっても、児童発達支援センターや児童発達支援事業所、母子通園の施設は、看護職が行う医療的ケアについて、医療費で「協力医」あての診療情報提供の添付文書として看護指示書を提供していただけないのですか？



例えばそこを利用するかどうかの検討、いわばサービス等利用計画を作る際の情報提供については、宛先が市町村もしくは福祉サービス等利用計画を立ててくださる相談支援事業所となっていれば、医療費として診療情報提供書をお出しできます。

ただ、医科診療報酬点数表のB009 診療情報提供料（I）の注7にいう「学校等」とは

- 児童福祉法第39条第1項に規定する**保育所**
- 就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する**認定こども園**
- 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業を行う者、第10項に規定する**小規模保育事業を行う者**及び第12項に規定する**事業所内保育事業を行う者**
- 学校教育法第1条に規定する**幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校**及び同法第124条に規定する**専修学校**

をいい、

同じく注7にいう「学校医等」とは、**当該学校等の**学校医、嘱託医又は当該学校等が医療的ケアについて助言や指導を得るために委嘱する医師をいいます。

したがって、非常に心苦しいところではありますが、児童発達支援事業所/センターや放課後等デイサービス等の通所支援事業所は、「診療情報提供料」の算定の対象ではありません。指示書を得る際には文書料の自費負担をお願いすることになりますが、通所支援事業所での安全安心のために保護者のご理解を得てください。

参考文献は右のとおりです。

◆文部科学省：小中学校の就学について 5. 障害のある子供の就学先決定について

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shugaku/detail/1422234.htm

◆児童発達支援ガイドライン

◆障害児通所支援事業所等における安全な医療的ケアの実施体制のための手引き

https://www.mizuho-rt.co.jp/case/research/pdf/r02shogai2020_0202.pdf

◆診療点数早見表 2022年4月版 医学通信社